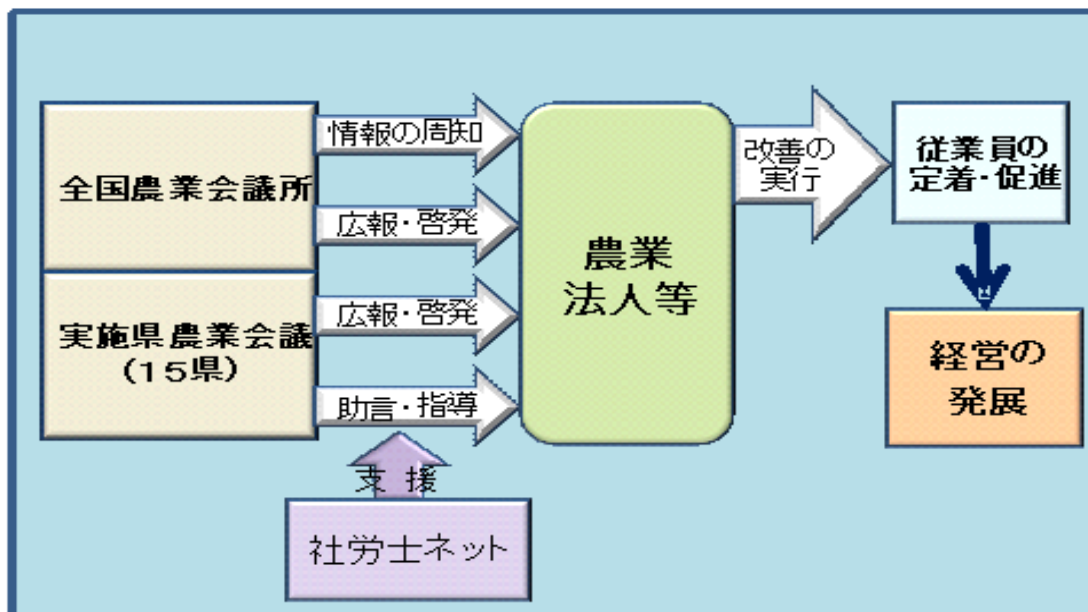


平成23年度 農業雇用改善推進事業（厚生労働省補助事業）

1) 事業の概要

農業雇用改善推進事業は、新規就業者の増加と定着を図り農業経営を発展させることを目的として、農業法人等に対して雇用や労務管理に関する助言・指導などを行い、雇用環境の整備を進めていくもの。

2) 事業の推進体制（スキーム図）



3) 主な活動内容

[広報・啓発]

「雇用改善月間」の制定

農業法人等への広報・啓発を効果的に行うため、農閑期の1月を「雇用改善月間」と制定する。

雇用改善月間中に取り組むこと

- ・全国農業新聞等マスコミによる周知
- ・雇用改善を訴えるパンフレットの配布
- ・月間に合わせた研修会・相談説明会の開催

月刊かわらばんの作成

農業の労務管理や雇用改善の情報小冊子「月刊かわらばん」を毎号8,000部発行する。

雇用改善診断コーナー

農業雇用改善推進事業ホームページ上に「雇用改善診断コーナー」を設け、農業経営者などが自経営体の労務管理状況を確認できるようにする。労務管理に不足があるときは、その項目における法的な定めや改善方法などを表示する。

[情報提供]

モデル雇用契約書の検討と作成

労働時間や休日、休暇、初任給などの労働条件の設定水準についての問い合わせが多いことから、「モデル労働条件作業部会」を設置し、標準モデルとなる労働条件を検討する。

検討した結果は、「モデル雇用契約書」として広く周知していく。

農業法人等への研修会・巡回相談説明会の開催

雇用・労務管理や人材育成などをテーマにした研修会などを開催し、農業経営者に情報を提供する。

また、農作業中の死亡災害など重大な事故が後を絶たないことから、安全衛生教育についても訴えていく。

[相談対応]

農業法人等に対する相談窓口の設置

事業実施県と全国では、社労士ネット会員と連携した相談対応体制を構築し、農業法人等からの雇用・労務管理の相談にあたっている。また、相談の受付をホームページなど広く周知し、昨年度は400件を超える相談が寄せられた。

[近年の雇用状況]

社会保険への加入指導が強化

近年、農業法人に対する社会保険（健康・厚生年金保険）加入の行政指導が増えている。背景には、平成22年1月の機構改編（管轄官庁が社会保険庁から日本年金機構へと変更）による方針の変更があり、行政指導では、最大で2年前まで遡って保険加入を求められる。